

こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）交付要綱

（通則）

第1条 こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）（以下、「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、こども施策の推進を図るため、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）が行う、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に規定する当該自治体におけるこども施策についての計画（以下「自治体こども計画」という。）の策定を支援することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第3条 こども家庭庁長官は、「令和5年度自治体こども計画策定支援事業の実施について」（令和5年7月28日こども家庭庁長官通知）の別紙「自治体こども計画策定支援事業実施要領」別記により都道府県等が行う事業（以下「補助事業」という。なお、補助事業のうち、都道府県が行う事業を「都道府県事業」、市町村が行う事業を「市町村事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の対象としてこども家庭庁長官が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別添1及び別添2のとおりとする。

3 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 第1項に掲げる都道府県事業に対する補助金は、次により算出するものとする。

ア 別添1の表の第1欄に定める区分ごとに、第4欄に定める基準額により算定した基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 別添2の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額により算定した都道府県事務費を合算する。

(2) 第1項に掲げる市町村事業に対する補助金は、次により算出するものとする。

別添1の表の第1欄に定める区分ごとに、第4欄に定める基準額により算定した基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第4条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、別紙様式第1による申請書を別途定める日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村等（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）の長は、別紙様式第2による申請書を、別途定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、必要な調整を行った上で取りまとめ、別紙様式第3を別途定める日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

ウ 指定都市の長は、別紙様式第2による申請書を別途定める日までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税額等控除仕入税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 こども家庭庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第4により都道府県知事又は指定都市の長に交付決定の通知を行うものとする。

2 都道府県知事は、市町村等に係る補助金について、こども家庭庁長官から別紙様式5による交付決定通知依頼があった時は、市町村等に対し、別紙様式6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 都道府県等の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、取下げの申請者が市町村等の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(契約等)

第7条 都道府県等の長は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第8条 都道府県等の長は、交付決定後に申請の内容を変更(ただし、補助金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。なお、事業費から都道府県事務費への流用は認めない。)する場合は、あらかじめこども家庭庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「交付」とあるのは「変更交付」と、同条第1項(1)中「別紙様式第1」とあるのは「別紙様式第7」と、同項(2)ア及びウ中「別紙様式第2」とあるのは「別紙様式第8」と、同項(2)イ中「別紙様式第3」とあるのは「別紙様式第9」と、同条第2項中「交付申請」とあるのは「変更交付申請」と読み替えるものとする。

3 こども家庭庁長官は第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 都道府県等の長は、補助事業を中止又は廃止する場合は、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 都道府県等の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにこども家庭庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、届出者が市町村等の長であるときは、都道府県知事を経由す

るものとする。

(状況報告)

第 11 条 都道府県等の長は、補助事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式第 10 による状況報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、報告者が市町村等の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

(実績報告)

第 12 条 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日（第 9 条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別紙様式第 11 の報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村等の長は、別紙様式第 12 を関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、必要な調整を行い、取りまとめの上、別紙様式第 13 により関係書類を添えて、翌年度の 4 月 10 日（第 9 条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

ウ 指定都市の長は、補助事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日（第 9 条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 30 日を経過した日）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに別紙様式第 12 の報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 こども家庭庁長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別紙様式 14 により都道府県知事又は指定都市の長に交付決定の通知を行うものとする。

2 都道府県知事は、市町村等に係る補助金について、こども家庭庁長官から別紙様式 15 による交付額の確定通知依頼があった時は、市町村等に対し、別紙様式 16 により

速やかに交付決定の通知を行うものとする。なお、確定の通知をした場合において、すでにその額を超える額を補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 都道府県等の長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第 17 により速やかにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助金事業者が市町村等の長であるときは、第 6 条第 2 項の規定を準用する。
- 3 こども家庭庁長官は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 前項の返還については、前条第 4 項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 都道府県等の長は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第 18 による概算払請求書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。
- 3 前項の場合において、申請者が市町村等の長であるときは、第 6 条第 2 項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 こども家庭庁長官は、第 9 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県等の長が、法令、この要綱又はこれらに基づくこども家庭庁長官の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県等の長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県等の長が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 こども家庭庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部

分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第 17 条 都道府県等の長は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定によりこども家庭庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、こども家庭庁長官が定める期間とする。

3 都道府県等の長は前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第 19 条 都道府県等の長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県等の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第 20 条 都道府県等の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第 19 による調書を作成しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

(別添1)

補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 対象経費	3 実施主体	4 補助基準額	5 補助率		
				国	都道府県	市町村
①自治体こども計画策定に向けた調査等、②自治体こども計画策定 ※補助基準額は、①②を合算したものとす る。	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費	市町村	3,000千円	1/2	-	1/2
		都道府県	5,000千円		1/2	-
1 区分	2 対象経費	3 実施主体	4 補助基準額	5 補助率		
都道府県事務費	市町村事業の取りまとめに必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料	都道府県	(別添2)において定める額	定額		

(別添2)

都道府県事務費の補助基準額

1 第4条第1項(2)イ、第8条第2項、第12条第1項(2)イの規定により取りまとめる市町村の数 (注)	2 補助基準額
1以上2以下	1市町村当たり 56千円
3以上4以下	1市町村当たり 84千円
5以上9以下	1市町村当たり 98千円
10以上	1市町村当たり 112千円

(注) 1の市町村が複数の区分(別添1の表第1欄に定める区分をいう。)の事業を実施した場合においては、都道府県が取りまとめる市町村の数は、1とする。

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の交付申請について

標記について、下記により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金申請額 金 千円

2 添付書類

- (1) 国庫補助金所要額調書 (様式1)
- (2) 事業実施計画書 (様式2-1)
- (3) 事業実施計画書 (都道府県事務費) (様式2-2)
- (4) 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本

国庫補助金所要額調書

	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備考
	A	B	C	D(B-C)	E	F	G	
(都道府県名)		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
	都道府県事務費	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。(都道府県事務費を除く)

事業実施計画書

都道府県名

事業名								
事業の趣旨・目的								
実施期間	年 月 日 ~			年 月 日				
支出予定額	事業額内訳		報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
			旅費		消耗品費		印刷製本費	
			会議費		通信運搬費		雑役務費	
			借料		委託費			
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)			
	基準額(E)		国庫補助基本額(F)					
			国庫補助所要額(G)					
計画策定状況	こども基本法第10条に定める計画の策定期間		①計画策定予定年度： 年度 ②計画策定期間未定 の中から選択					
事業内容	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【今後の予定】</p>							

(注)

- 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。ただし、都道府県事務費については、別紙様式第1様式2-2を作成すること。
- 「国庫補助所要額」には、国庫補助基本額に1/2を乗じた額を記載すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間等も適宜記入すること。自治体こども計画を策定するに当たって、既存の各法令に基づく①～③の都道府県計画・市町村計画と一体的に作成する場合は、策定のための調査について、ア.総合的な調査として1つの調査でまとめて行うものか、イ.個別の調査を複数行うことで全体として必要な内容が含まれるようになるものを明記すること。イの場合には、①～③の各調査がいつ行われたか(又はいつ行う予定であるか)を明記すること。
 - 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

事業実施計画書（都道府県事務費）

都道府県名 _____

国庫補助所要額	とりまとめる市町村の数 (A)	市町村			
	1市町村当たりの補助基準額 (B)	千円			
	補助基準額 (C(A×B))	千円			
	総事業経費 (D)	千円			
		<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">国庫補助金所要額 (C及びDを比較して最も少ない額)</td> <td></td> </tr> </table>		国庫補助金所要額 (C及びDを比較して最も少ない額)	
国庫補助金所要額 (C及びDを比較して最も少ない額)					
都道府県事務費使					

(注)

- 1 「都道府県事務費使」は、都道府県内の市町村における事業の取りまとめを行う上で必要な事務費の使途に限り、記載すること。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

別紙様式第2

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

指 定 都 市 の 長
市 町 村 の 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の交付申請について

標記について、下記により国庫補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金申請額 金 千円

2 添付書類

- (1)国庫補助金所要額調書(様式1)
- (2)事業実施計画書(様式2)
- (3)歳入歳出予算書(見込書)抄本

国庫補助金所要額調書

都道府県名 _____

	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	備考
	A	B	C	D(B-C)	E	F	G	
()市・町・村		円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

事業実施計画書

都道府県名 _____

市 町 村 名	() 市 町 村						
事業の趣旨・目的							
実 施 期 間	年 月 日 ~			年 月 日			
交 付 金 所 要 額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		通信運搬費		雑務費	
		借料		委託費			
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	基準額(E)		国庫補助基本額(F)				
	国庫補助所要額(G)						
計 画 策 定 状 況	子ども基本法第10条に定める計画の策定期間		①計画策定予定年度： 年度 ②計画策定期間未定 の中から選択				
事業内容	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【今後の予定】</p>						

(注)

- 1 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。
- 2 「国庫補助所要額」には、国庫補助基本額に1/2を乗じた額を記載すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 3 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 4 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間等も適宜記入すること。自治体子ども計画を策定するに当たって、既存の各法令に基づく①～③の都道府県計画・市町村計画と一体的に作成する場合は、策定のための調査について、ア、総合的な調査として1つの調査でまとめて行うものか、イ、個別の調査を複数行うことで全体として必要な内容が含まれるようにするものかを明記すること。イの場合には、①～③の各調査がいつ行われたか(又はいつ行う予定であるか)を明記すること。
 - ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - ③その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるもの
例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- 5 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

別紙様式第3

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の交付申請のとりまとめについて

標記について、市町村等(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。指定都市を除く。)の交付申請をとりまとめたことから、関係書類を添えて送付する。

令和 5 年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業) 交付決定通知書

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長

令和 年 月 日 番 号 で申請のあった令和 5 年度こども政策推進事業費補助金 (自治体こども計画策定支援事業) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

年 月 日

こども家庭庁長官

- 1 交付金の交付の対象となる事業 (以下「事業」という。) は、「こども政策推進事業費補助金 (自治体こども計画策定支援事業) 交付要綱」 (令和 5 年 7 月 28 日こども家庭庁長官通知の別紙。以下「交付要綱」という。) 第 3 条に定める事業であり、その内容は上記申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	千円
補助金の額	金	千円
- 3 補助金の額の決定は、交付要綱第 3 条に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第 12 条に定めるところにより行わなければならない。
- 5 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
指定都市の長 殿

こども家庭庁長官

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業) 交付決定通知依頼書

令和 年 月 日 番 号で推達のあった令和5年度こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、別表のとおり交付決定することにしたので、令和5年7月28日こ総政第92号こども家庭庁長官通知の別紙「こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)交付要綱」に定める別紙様式6により貴管内市町村等(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。指定都市を除く。)に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とするので併せて通知されたい。

令和 5 年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業) 交付決定通知書

市 町 村 の 長
一部事務組合の管理者
広 域 連 合 の 長

令和 年 月 日 番 号 で申請のあった令和 5 年度こども政策推進事業費補助金 (自治体こども計画策定支援事業) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

年 月 日

都道府県知事

1 交付金の交付の対象となる事業 (以下「事業」という。) は、「こども政策推進事業費補助金 (自治体こども計画策定支援事業) 交付要綱」 (令和 5 年 7 月 28 日こども家庭庁長官通知の別紙。以下「交付要綱」という。) 第 3 条に定める事業であり、その内容は上記申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	千円
補助金の額	金	千円

3 補助金の額の決定は、交付要綱第 3 条に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第 12 条に定めるところにより行わなければならない。

5 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の変更交付申請について

令和 年 月 日 番 号 で交付決定を受けた標記については、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助金交付申請額 金 千円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 国庫補助金所要額調書(変更申請)(様式1)
- (2) 事業実施計画書(変更申請)(様式2-1)
- (3) 事業計画書(都道府県事務費)(変更申請)(様式2-2)
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

国庫補助金所要額調書(変更申請)

	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差額	備考
	A	B 円	C 円	D(B-C) 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I(G-H) 円	
(都道府県名)		円	円	円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	都道府県事務費	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。(都道府県事務費を除く)

事業実施計画書（変更申請）

都道府県名

事業名	変更						
事業の趣旨・目的							
実施期間	年 月 日 ~			年 月 日			
補助金所要額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		通信運搬費		雑役務費	
		借料		委託費			
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	基準額(E)		国庫補助基本額(F)				
			国庫補助所要額(G)				
			既交付決定額(H)				
			差額(I)				
	計画策定状況	こども基本法第10条に定める計画の策定期	①計画策定予定年度： 年度 ②計画策定期未定 の中から選択				
事業内容(変更内容は明記)	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【今後の予定】</p>						

(注)

- 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。ただし、都道府県事務費については、別紙様式第7様式2-2を作成すること。
- 「国庫補助所要額」には、国庫補助基本額に1/2を乗じた額を記載すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間等も適宜記入すること。自治体こども計画を策定するに当たって、既存の各法令に基づく①～③の都道府県計画・市町村計画と一体的に作成する場合は、策定のための調査について、ア.総合的な調査として1つの調査でまとめて行うものか、イ.個別の調査を複数行うことで全体として必要な内容が含まれるようにするものかを明記すること。イの場合には、①～③の各調査がいつ行われたか(又はいつ行う予定であるか)を明記すること。
 - 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

事業実施計画書（都道府県事務費）（変更申請）

都道府県名 _____

交付金所要額	とりまとめる市町村の数 (A)	市町村	
	1市町村当たりの補助基準額 (B)	千円	
	補助基準額 (C(A×B))	千円	
	総事業経費 (D)	千円	
		国庫補助所要額	
		既交付決定額	
		差額	
地域の実情と課題			
都道府県事務費使			

(注)

- 1 「都道府県事務費使途」は、都道府県内の市町村における事業のとりまとめを行う上で必要な事務費の使途に限り、記載すること。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

指 定 都 市 の 長
市 町 村 の 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の変更交付申請について

令和 年 月 日 番 号 で交付決定を受けた標記については、次のとおり
事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

記

1 国庫補助金交付申請額 金 千円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 国庫補助金所要額調書(変更申請)(様式1)
- (2) 事業実施計画書(変更申請)(様式2)
- (3) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

国庫補助金所要額調書(変更申請)

都道府県名

	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	国庫補助基本額	国庫補助所要額	既交付決定額	差額	備考
	A	B	C	D(B-C)	E	F	G	H	I(G-H)	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
()市・町・村		円	円	円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

事業実施計画書（変更申請）

都道府県名 _____

市 町 村 名	() 市 町 村						
事 業 名	変更						
事業の趣旨・目的							
実 施 期 間	年 月 日 ~			年 月 日			
交 付 金 所 要 額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		通信運搬費		雑役務費	
		借料		委託費			
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	基準額(E)		国庫補助基本額(F)				
			国庫補助所要額(G)				
			既交付決定額(H)				
			差額(I)				
	計 画 策 定 状 況	こども基本法第10条に定める計画の策定期間		①計画策定予定年度： 年度 ②計画策定期間未定 の中から選択			
事業内容(変更内容は明記)	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【今後の予定】</p>						

(注)

- 1 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。
- 2 「国庫補助所要額」には、国庫補助基本額に1/2を乗じた額を記載すること。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
- 3 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 4 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間等も適宜記入すること。自治体こども計画を策定するに当たって、既存の各法令に基づく①～③の都道府県計画・市町村計画と一体的に作成する場合は、策定のための調査について、ア.総合的な調査として1つの調査でまとめるものか、イ.個別の調査を複数行うことで全体として必要な内容が含まれるようにするものかを明記すること。イの場合には、①～③の各調査がいつ行われたか（又はいつ行う予定であるか）を明記すること。
- ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ③其他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- 5 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の変更交付申請のとりまとめについて

標記について、市町村等(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。指定都市を除く。)の変更交付申請をとりまとめたことから、関係書類を添えて送付する。

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
市 町 村 の 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の事業状況報告について

令和 年 月 日 番 号 をもって報告を求められた事業の遂行状況について、
下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況 (年 月 日現在)
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

(注)

- 1 「事業の遂行状況」については、本補助金の実施状況のみの記入で差し支えない(既存事業や他の補助金等を活用した事業に関する状況の記入は要しない。)
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和 5 年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業) の事業実績報告について

令和 年 月 日 番 号 で交付決定を受けた標記に係る事業実績について、次の
関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 国庫補助金精算書 (様式 1)
- 2 事業実施報告書 (様式 2 - 1)
- 3 支給実績内訳書 (様式 2 - 2)
- 4 事業実施報告書 (都道府県事務費) (様式 2 - 3)
- 5 歳入歳出決算 (見込) 書抄本

※ 上記の他、実施した実態調査等の成果物 (調査結果報告書等) を添付すること。
(任意様式)

国庫補助金精算書

	区分 A	総事業費 B 円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(B-C) 円	基準額 E 円	国庫補助 基本額 F 円	国庫補助 所要額 G 円	既交付決定額 H 円	国庫補助金 受入済額 I 円	差引過不足額 I-G		備考
										超過額 K 円	不足額 L 円	
都道府県名		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	都道府県事務費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 I欄には、G欄及びH欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 7 金額がない場合には「0」を記入すること。
 8 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。(都道府県事務費を除く)

事業実施報告書

都道府県名 _____

事業名											
事業の趣旨・目的											
実施期間	年 月 日 ~					年 月 日					
実績額	事業額内訳		報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金				
			旅費		消耗品費		印刷製本費				
			会議費		通信運搬費		雑役務費				
			借料		委託費						
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)			差引額(D)					
	基準額(E)		国庫補助基本額(F)			既交付決定額(H)					
			国庫補助受入済額(I)								
計画策定状況	こども基本法第10条に定める計画の策定期				①計画策定予定年度： 年度		②計画策定期未定 の中から選択				
事業内容	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【今後の予定】</p>										

(注)

- 1 「事業実施報告」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。ただし、都道府県事務費については、別紙様式第11様式2-3を作成すること。
- 2 「実績額」には、事業実施計画の対象経費支出額を記入すること。
- 3 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 4 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間等も適宜記入すること。自治体こども計画を策定するに当たって、既存の各法令に基づく①～③の都道府県計画・市町村計画と一体的に作成する場合は、策定のための調査について、ア.総合的な調査として1つの調査でまとめて行うものか、イ.個別の調査を複数行うことで全体として必要な内容が含まれるようにするものかを明記すること。イの場合には、①～③の各調査がいつ行われたか（又はいつ行う予定であるか）を明記すること。
- ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
- ③その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- 5記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

支 給 実 績 内 訳 書

1. 地方公共団体名 : _____

2. 区 分 : _____

3. 交付対象事業名 : _____

4. 交付対象事業等に要した費用及びその内訳

経費区分	事業費		備 考
	計画額 (円)	実績額 (円)	
報酬、給料、 職員手当等			
保険料			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
雑役務費			
借料			
委託費			
合計	0	0	

5. 理由付記欄 (流用や計画と比較して著しく増減した費目がある場合等の理由)

事業実施報告書（都道府県事務費）

都道府県名 _____

実績額	事業額内訳		報酬、給料、 職員手当等		保険料		諸謝金	
			旅費		消耗品費		印刷製本費	
			会議費		通信運搬費		雑役務費	
			借料					
	総事業費(B)		寄付金その他の 収入額(C)		差引額(D)			
基準額(E)		国庫補助 基本額(G)		既交付決定額 (H)				
			国庫補助額(I)					
都道府県事務費 使								

(注)

- 1 「都道府県事務費使途」は、都道府県内の市町村における事業の取りまとめを行った際の事務費の使途に限り、記載すること。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

指 定 都 市 の 長
市 町 村 の 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の事業実績報告について

令和 年 月 日 番 号 で交付決定を受けた標記に係る事業実績について、次の
関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 国庫補助金精算書(様式1)
- 2 事業実施報告書(様式2-1)
- 3 支給実績内訳書(様式2-2)
- 4 歳入歳出決算(見込)書抄本

※ 上記の他、実施した実態調査等の成果物(調査結果報告書等)を添付すること。
(任意様式)

国庫補助金精算書

都道府県名

	区分 A	総事業費 B	寄付金その他の 収入額 C	差引額 D(B-C)	基準額 E	国庫補助 基本額 F	国庫補助 所要額 G	既交付決定額 H	国庫補助金 受入済額 I	差引過不足額 I-G		備考
										超過額 K	不足額 L	
										円	円	
市町村名		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 6 I欄には、G欄及びH欄を比較して最も少ない額を記入すること。
 7 金額がない場合には「0」を記入すること。
 8 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

事業実施報告書

都道府県名 _____

市 町 村 名 () 市 町 村							
事 業 名							
事業の趣旨・目的							
実 施 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日							
実 績 額	事業額内訳		報酬、給料、 職員手当等		保険料		諸謝金
			旅費		消耗品費		印刷製本費
			会議費		通信運搬費		雑役務費
			借料		委託費		備品費
	総事業費(B)		寄付金その他の 収入額(C)		差引額(D)		
	基準額(E)		国庫補助 基本額(F)				
補助率		交付金額(I)					
計 画 策 定 状 況	こども基本法第10条に定める 計画の策定期間		①計画策定予定年度： 年度 ②計画策定期間未定 の中から選択				
事業内容	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【今後の予定】</p>						

(注)

- 1 「事業実施報告」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。
- 2 「実績額」には、事業実施計画の対象経費支出額を記入すること。
- 3 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 4 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間等も適宜記入すること。自治体こども計画を策定するに当たって、既存の各法令に基づく①～③の都道府県計画・市町村計画と一体的に作成する場合は、策定のための調査について、ア.総合的な調査として1つの調査でまとめて行うものか、イ.個別の調査を複数行うことで全体として必要な内容が含まれるようにするものを明記すること。イの場合には①～③の各調査がいつ行われたか（又はいつ行う予定であるか）を明記すること。
 - ①子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - ③その他法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
例：次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- 5 記入しきれない場合は、別様とする事も差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

支 給 実 績 内 訳 書

1. 地方公共団体名 : _____

2. 区 分 : _____

3. 交付対象事業名 : _____

4. 交付対象事業等に要した費用及びその内訳

経費区分	事業費		備 考
	計画額 (円)	実績額 (円)	
報酬、給料、 職員手当等			
保険料			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
雑役務費			
借料			
委託費			
合計			

5. 理由付記欄 (流用や計画と比較して著しく増減した費目がある場合等の理由)

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業)の事業実績報告のとりまとめについて

標記について、市町村等（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。指定都市を除く。）の事業実績報告をとりまとめたことから、関係書類を添えて送付する。

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業) 交付額確定通知書

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長

令和 年 月 日 番 号で交付決定通知を行った令和5年度こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)については、令和 年 月 日 番 号で提出のあった実績報告および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、交付すべき交付金の額を確定したので、同条の規定に基づき通知する。

年 月 日

こども家庭庁長官

交付すべき交付金の額 金 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

都道府県知事 殿
指定都市の長 殿

こども家庭庁長官

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業) 額の確定通知依頼書

交付決定の通知を依頼した貴管内市町村等に係るこども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業) 交付要綱については、令和 年 月 日で推達があった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、令和5年7月28日こ総政第92号こども家庭庁長官通知の別紙「こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業) 交付要綱」に定める別紙様式16により貴管内市町村等(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。指定都市を除く。)に通知されたい。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずるので併せて通知されたい。

令和5年度こども政策推進事業費補助金
(自治体こども計画策定支援事業) 交付額確定通知書

市 町 村 の 長
一部事務組合の管理者
広 域 連 合 の 長

令和 年 月 日 番 号で交付決定通知を行った令和5年度こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)については、令和 年 月 日 番 号で提出のあった実績報告および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、交付すべき交付金の額を確定したので、同条の規定に基づき通知する。

年 月 日

都道府県知事

交付すべき交付金の額 金 円

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
市 町 村 の 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和5年度こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）に係る消費税控除仕入税額報告書

令和 年 月 日 番 号で 交付の決定（又は変更決定）通知がありました標記について、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）交付要綱第13条の規定による交付金額の確定額（令和 年 月 日 番 号 による交付決定額）	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注） 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
市 町 村 の 長
一 部 事 務 組 合 の 管 理 者
広 域 連 合 の 長

令和5年度こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）概算払請求書

令和 年 月 日 番 号 をもって交付決定通知のあった事業について、下記により金 千円を概算払によって交付を受けるため、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

年 月 日現在

区分	交付決定済額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 $A - (B + C)$	事業完了予定 年 月 日
自治体こども計画 策定支援補助金					

別紙様式第19

こども政策推進事業費補助金(自治体こども計画策定支援事業)調書

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。